

グループホームあかいわ運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人赤磐中央福祉会が設置するグループホームあかいわ（以下施設という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

- 第2条 施設の管理運営については、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う事により、安らぎと尊厳のある生活を、利用者が有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るように支援する事を基本とし、かつ、疾病、災害等緊急時の対応処遇に万全を期することを基本方針とする。

指定地域密着型サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努める。

(事業所の名称)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする
- 1・名称 社会福祉法人赤磐中央福祉会 グループホームあかいわ
 - 2・理事長 岩藤知義
 - 3・所在地 岡山県赤磐市日古木33-3

(利用者定員)

- 第4条 施設の利用者定員は9人とする。

(職員の員数及び職務内容)

- 第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容
- 1・管理者 1名（常勤）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
 - 2・計画作成担当者 1名（常勤）
介護計画作成担当者は、利用者に対して個別介護計画を作成する。
 - 3・介護職員 8名以上
介護従事者は、利用者に対して必要な介護及び支援を行う。

(入居及び退居)

- 第6条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者等であっても認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- 1 少人数の共同生活を営む事に支障のない事
 - 2 自傷他害のおそれのない事
 - 3 常時医療機関において治療する必要がない事
- 入居後は利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退去に必要な援助を行うように努める。

(利用料等)

- 第7条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、下記にあげる項目について、別紙①の利用料金表の支払いを受ける。

(1) 食材費

- (2) 居住費
 - (3) 管理費
 - (4) 介護保険一部負担金 介護度に応じる負担額
 - (5) おむつ代、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 月の途中における入居又は退去については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または指定金融機関口座への振込によって、指定期日までに受け取るものとする。

(介護内容)

- 第8条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。
- 1 入浴、排泄、食事、着替えの介助
 - 2 日常生活上の世話、機能訓練
 - 3 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 2 介護計画作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
 - 3 介護計画に基づいて各種サービスを提供し、常にその実施状況について評価を行う。

(個人情報保持)

- 第10条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。従業員であった者が業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を、退職後も漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第11条 利用者からの苦情に対しては迅速かつ適切に対応するように、受付窓口等を設置して必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

- 第12条 サービスの提供にあたり必要な設備、備品等は清潔に保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生しないように、又は蔓延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練（シュミレーション）を年2回以上実施する。

(緊急時における対応策)

- 第13条 利用者の心身状態の異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害が発生した場合に従事者は利用者の避難等適切な処置を講じる。

- 2 管理者は非常災害に備え、定期的に訓練等を実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
 - 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当核事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村の窓口に通報する必要があり、事業者は当核通報の手続きが迅速かつ適正に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要な介護サービスを継続的に提供するため、業務継続に向けた計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

- 第17条 事業者は、運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第18条 事業所はこの事業を行うための、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 2 事業者は、医療・福祉関係の資格を有さない全ての介護従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講ずるものとする。
また、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した従業者（有資格者は除く。）に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。
 - 3 事業者は、適切な運営の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

- 付則 この規程は平成15年6月1日より施行する。
この規程は平成16年2月1日より一部改正施行する。
この規程は平成17年3月7日より一部改正施行する。
この規程は平成18年 4月1日より一部改正施行する。
この規程は平成21年 4月1日より一部改正施行する。
この規程は平成23年 8月1日より一部改正施行する。
この規程は平成26年 4月1日より一部改正施行する。
この規程は平成27年12月1日より一部改正施行する。

この規程は令和 元年 10月 1日より一部改正施行する。
この規定は令和 5年 10月 1日より一部改正施行する。
この規定は令和 6年 3月 31日より一部改正施行する。
この規定は令和 6年 11月 1日より一部改正施行する。

グループホームあかいわ 利用料金表

令和6年11月1日より

基本料金表

費目	一ヶ月の負担金	
食材料費	<u>45,000 円</u>	一日 1,500 円 (おやつ代も含みます) (1ヶ月30日として計算します) (1回でも喫食された場合は請求します)
居住費	22,000 円	
管理費	23,500 円	水道光熱費・保守管理等
一ヶ月の合計	84,200 円	
介護報酬負担金 (1割負担の場合)	要支援2	761 円/日 22,830 円/月
	要介護1	765 円/日 22,950 円/月
	要介護2	801 円/日 24,030 円/月
	要介護3	824 円/日 24,720 円/月
	要介護4	841 円/日 25,230 円/月
	要介護5	859 円/日 25,770 円/月
	サービス提供体制強化加算	22 円/日 660 円/月
介護報酬負担金 (2割負担の場合)	要支援2	1522 円/日 45,660 円/月
	要介護1	1530 円/日 45,900 円/月
	要介護2	1602 円/日 48,060 円/月
	要介護3	1648 円/日 49,440 円/月
	要介護4	1682 円/日 50,460 円/月
	要介護5	1718 円/日 51,540 円/月
	サービス提供体制強化加算	44 円/日 1,320 円/月
介護報酬負担金 (3割負担の場合)	要支援2	2283 円/日 68,490 円/月
	要介護1	2295 円/日 68,850 円/月
	要介護2	2403 円/日 72,090 円/月
	要介護3	2472 円/日 74,160 円/月
	要介護4	2523 円/日 75,690 円/月
	要介護5	2577 円/日 77,310 円/月
	サービス提供体制強化加算	66 円/日 1,980 円/月
* 月の途中における入所及び退所については日割り計算とします。 * 入居中に医療が必要となり一時的に入院された場合、居住費及び管理費は徴収します。 * 1ヶ月30日として計算します。		

その他 介護報酬負担金	入退院支援の取組 1割負担（246円/日）2割負担（492円/日）3割負担（738円/日） *入院後3ヶ月以内に退院し、再入居した場合に1か月6日を限度で発生します。
	初期加算 1割負担（30円/日）2割負担（60円/日）3割負担（90円/日） *入居された日から30日間費用が発生します *1か月以上の入院で退院後30日間費用が発生します
	退居時相談援助加算（400円/回 1回のみ） *ご自宅に退所される時、費用が発生します
	口腔衛生管理加算 1割負担（30円/月）2割負担（60円/月）3割負担（90円/月） *歯科医師等から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を受けた場合
	生活機能向上連携加算 1割負担（200円/月）2割負担（400円/月）3割負担（600円/月） *理学療法士が訪問して計画作成担当者が共同で身体状況等の評価を行った場合

*上記介護報酬に、介護職員処遇改善加算が11.1%加算されます。

*上記介護報酬に、ベースアップ加算が2.3%加算されます。

別途料金

家電製品電気代	1品（電気毛布・扇風機等）	50円/日
	テレビ	100円/日
紙おむつ	尿とりパット（小）1袋（30枚）	720円
	尿とりパット（中）1袋（30枚）	920円
	尿とりパット（大）1袋（30枚）	1,320円
	シートタイプ 1袋（30枚）	1,020円
	はくパンツ 1袋	2,140円
	マジックテープ （カバータイプ）1袋	2,950円

その他の費用（実費）

- ① 医療費は医療保険で1～3割の自己負担
- ② 理美容代
- ③ 個人の日用品代

グループホーム住居費算出根拠

(グループホーム部分のみ実建設費－施設補助金＋事業団利息－利子補給額)
÷20年÷12ヶ月÷定員＝居住費

(73,861千円＋1,470千円－31,300千円＋2,486千円－0) ÷20÷12÷9＝21,536円

↓

平成18年4月増築費用

居住費を22,000円とする。